

証券コード (2107)
令和4年6月1日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町18番20号

東洋精糖株式会社

取締役社長 大 浦 理

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当社は会場における新型コロナウイルス感染防止対策を講じますが、さらなる安全確保のため、株主の皆様におかれましては、当日のご来場をお控えいただき書面またはインターネットによる議決権行使のご利用をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁から6頁までに記載の議決権行使のご案内に従って令和4年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送またはご入力をお願い申しあげます。

また、接触感染リスク軽減のため、お土産の配布を取り止めさせていただきますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館（8階 801会議室）
3. 目的事項
報告事項 1. 第98期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. その他株主総会招集に関する事項

- (1) 賛否の記載がない議決権行使書面の取扱い
賛否の記載がない議決権行使書面が会社に提出された場合、各議案について賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) 議決権行使書面とインターネットによる議決権行使が重複した場合の取扱い
議決権行使書面とインターネットの両方で議決権行使をされた場合、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合の取扱い
インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (4) 代理人による議決権の行使
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使できるとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使の事前通知の方法
議決権の不統一行使をされる株主様は、株主総会の日3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

(<https://www.toyosugar.co.jp/>)

◎震災等によりやむを得ず開催日時及び場所を変更しなければならぬ場合には、インターネット上の上記当社ウェブサイトにおいて掲載させていただいた上で、しかるべき措置を講じさせていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



■ 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会
開催日時

令和4年6月23日（木曜日）
午前10時

推奨



■ 書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和4年6月22日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

推奨



■ インターネットで議決権を行使する方法

次頁の行使方法に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和4年6月22日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

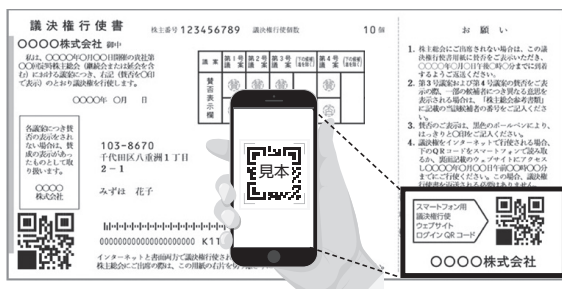
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使の方法

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

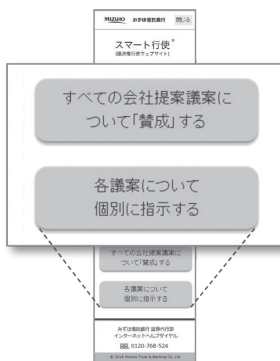
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



1 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** 議決権行使ウェブサイト ***

サイトのご利用にあたってはご注意をお読みいただき、ご了承いただける場合は、【次へすすむ】ボタンよりご利用を開始する場合は、Webブラウザを開いてください。

次へすすむ

クリック

【通知電子配帳メニュー】
にご通知電子配帳のお申し込みはこちら
メールアドレス確定はこちら
登録メールアドレスの変更または中止はこちら

「次へすすむ」を
クリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を電子メールにより入力してください。当該電子メール未開封の場合、

議決権行使コード:

入力

クリック **次へ** **閉じる**

お手元の議決権
行使書用紙に
記載された「議
決権行使コード」
を入力し、「次
へ」をクリック

3. パスワードの入力

*** パスワード変更 ***

- パスワードを変更してください。
- 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力してください。
- ソフトウェアキーボードをご利用ください。

初期パスワードを入力

議決権行使書用紙に記載のパスワード: (ソフトウェアキーボード)

ご使用になる新しいパスワード:
(確認のためもう一度):

※文字の半角英数字
※セブンスペースの使用は
一切いたしません

新しいパスワードを設定


クリック **登録**

議決権行使書用
紙に記載された
「パスワード」を
ご入力ください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

「スマート行使」、
「議決権行使ウェブサイト」の
操作方法等に関する
お問い合わせ先

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-768-524

受付時間 ▶ 年末年始を除く 9:00～21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。なお、この定款一部変更は、令和4年9月1日付(ただし、附則の新設については本総会終結の時)をもって効力を生じるものいたします。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更案第4条は、インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子

公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。なお、この定款一部変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(3) 株主名簿管理人を変更した場合については、当社ホームページへの掲載等により周知可能であり、法定公告事項ではないことから、現行定款第10条第2項について、これを公告する旨の規定を削除するものであります。なお、この定款一部変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) 第4条 (公告の方法) 当社の公告は <u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 (公告の方法) 当社の公告は <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株 式 第5条～第9条 (条文省略)	第2章 株 式 第5条～第9条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第15条～第50条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第11条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第14条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第50条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p data-bbox="529 223 612 256"><u>附 則</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="584 261 914 754">1. <u>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <li data-bbox="584 758 914 969">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u> <li data-bbox="584 973 914 1187">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（9名）は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、令和4年4月1日付で執行役員制度を導入したことに伴い、取締役構成数を減員し、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおり（11頁から15頁まで）であります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>おお うちら さとる 大 浦 理 (昭和37年 7月11日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和60年4月 丸紅株式会社入社 平成23年4月 同社流通企画部長 平成25年4月 同社食品流通部長 平成26年4月 株式会社東武 ストア取締役 平成26年5月 同社常務取締役 平成28年5月 同社専務取締役 平成29年2月 同社代表取締役 専務執行役員 平成29年5月 丸紅株式会社 食品本部長付部長 平成29年8月 同社食品流通部長 平成30年4月 同社食品本部副本部長 平成30年10月 Creekstone Farms Premium Beef LLC 代表取締役社長 令和2年4月 当社顧問 令和2年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 太平洋製糖株式会社取締役</p>	2,100株
	<p>(取締役候補者とする理由)</p> <p>当社の代表取締役社長として当社グループ経営全体を統括し、また、当社主要事業に係る業界及び業務に精通しており、これら経験及び知識を当社取締役会でのグループ経営の方針決定等において活かすことが期待されるため、候補者いたしました。</p>		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	<p data-bbox="169 638 363 741">よし たけ たか お 吉 武 孝 夫 (昭和37年 12月18日生)</p> <div data-bbox="169 774 256 820" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	<p data-bbox="394 256 767 1214">平成3年1月 当社入社 平成17年4月 当社管理部長 平成18年4月 当社財務経理部長 兼不動産賃貸部長 平成25年4月 当社管理本部財 務経理部長兼不 動産管理室長 平成27年4月 当社管理本部副 本部長財務経理 部長兼不動産管 理室長 平成27年6月 当社取締役管理 本部副本部長財 務経理部長兼不 動産管理室長 平成27年10月 当社取締役管理 本部副本部長財 務経理部長 令和2年4月 当社取締役管理本部長 財務経理部長 令和4年4月 当社取締役執行役員 管理本部長財務 経理部長 現在に至る (重要な兼職の状況) トーハン株式会社監査役 太平洋製糖株式会社監査役</p>	3,200株
<p data-bbox="169 1220 767 1373">(取締役候補者とする理由) 当社の取締役として管理部門の統括業務に携わり、特に財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	まつ ざわ たかし 松 沢 隆 (昭和42年 7月28日生) 新任	平成2年4月 丸紅株式会社入社 平成25年4月 同社食品原料部 部長代理 平成26年4月 同社西日本・東 海食料部副部長 平成27年4月 同社食品原料部 副部長 平成28年10月 丸紅青島会社社 長 令和2年4月 当社機能素材事 業本部本部長付 部長 令和3年4月 当社機能素材事 業本部新規事業 開発部長 令和4年4月 当社執行役員経 営企画室長管理 本部副本部長 現在に至る	一株
	(取締役候補者とする理由) 当社主要事業に係る業界及び業務に精通し、豊富な経験と知識を有しており、当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者いたしました。		
4	むら の く み 村 野 邦 美 (昭和47年 3月10日生) 再任	平成11年4月 弁護士登録 平成15年3月 ニューヨーク州 弁護士登録 平成15年8月 春木・澤井・井上 法 律 事 務 所 (現東京丸の内 法律事務所) 令和3年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士(東京丸の内法律事務所)	一株
	(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 弁護士として専門的見地並びに企業法務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待され、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者いたしました。		

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	こう そ たか のり 高 祖 敬 典 (昭和44年 5月9日生) 新任	平成6年4月 丸紅株式会社入社 平成31年4月 同社食品原料部 部長代理 令和4年4月 同社食品原料部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 丸紅株式会社食品原料部長 丸紅食料株式会社取締役	一株
(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 当社主要事業に係る業界及び業務に精通しており、豊富な情報のもと、独立した客観的な立場に 立った助言などが期待され、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者 といたしました。			

ご参考：取締役会のスキルマトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下の通りです。

取締役候補者氏名	企業経営	財務・会計	デジタル・IT	人事労務・ 人材開発	法務・ 内部統制・ リスクマネジメント	営業・ マーケティング
大浦 理	○	○		○		○
吉武孝夫	○	○	○	○		
松沢 隆	○		○		○	○
村野邦美	○	○			○	
高祖敬典	○					○

※各取締役候補者に期待される項目を示した表で、各人の全ての知見や能力を示した表ではありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村野邦美及び高祖敬典の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 村野邦美氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 村野邦美氏の戸籍上の氏名は、本多邦美であります。
5. 高祖敬典氏は現在及び過去10年間において、当社の特定関係事業者である丸紅株式会社の使用人及び丸紅食料株式会社の取締役であり、その地位及び担当に関する事項は「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
6. 村野邦美氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、「社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
7. 社外取締役候補者の過去における在任状況について
村野邦美氏は、令和3年6月より1年間、当社社外取締役であります。
8. 候補者との責任限定契約について
当社では社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条第2項において、社外取締役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、村野邦美氏とは当社との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う契約を締結しております。また、高祖敬典氏につきましても、当社との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う契約を締結する予定であります。
9. 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に当該被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しており、被保険者の保険料負担はありません。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって取締役を退任される遠藤和浩、芝尾晃、加藤弘人及び木村洋介の4氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、29頁に記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
えん どう かず ひろ 遠 藤 和 浩	平成27年6月 当社取締役 令和元年6月 当社常務取締役 令和4年4月 当社取締役常務執行役員 現在に至る
しば お 晃 芝 尾 晃	平成29年6月 当社取締役 令和2年6月 当社常務取締役 現在に至る
か どう ひろ と 加 藤 弘 人	令和3年6月 当社取締役 令和4年4月 当社取締役執行役員 現在に至る
き むら よう すけ 木 村 洋 介	令和2年6月 当社取締役 令和4年4月 当社取締役執行役員 現在に至る

(注) 退職慰労金の支払予定総額は約30百万円であります。

以 上

事 業 報 告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国経済は、新型コロナウイルスの感染者数が増加と減少を繰り返すなか、9月末の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の解除後、社会経済活動に一部回復の動きが見られたものの、オミクロン株の流行により1月にまん延防止等重点措置が再発出されるなど一進一退の動きが続いております。一方、2月のロシアによるウクライナ侵攻に端を発する不安定な世界経済情勢による資源価格上昇、原材料価格の高騰に加え円安の進行などにより、国内景気に与える影響が懸念される状況にあります。

このような状況下、当社グループは、引き続き感染防止対策を徹底するとともに事業活動を進め、安全・安心な製品をお客様に安定的に提供してまいりました。

その結果、当期の連結経営成績につきましては、売上高13,403百万円(前期比3.8%増)、営業利益646百万円(前期比21.9%減)、経常利益723百万円(前期比20.4%減)となり、前期計上の固定資産売却損及び減損損失が無くなり、親会社株主に帰属する当期純利益は514百万円(前期比74.1%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。これにより売上高は633百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益には影響はありません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<砂糖事業>

ニューヨーク粗糖先物相場の期近限月は、4月1日に1ポンド当たり14.71セントで始まり、同日に

は期中最安値となる14.68セントをつけましたが、8月には世界最大の生産国であるブラジルの霜害等により20セントを超えました。その後、原油相場がOPECプラスの協調減産や米国の備蓄放出が見送られるとの情報により上昇したことに伴い11月中旬には期中最高値となる20.69セントをつけ、11月後半からはオミクロン株の世界的な感染拡大の影響を受け12月末には18.88セントまで下落しました。1月からは18セント台で推移しましたが、2月後半のロシアによるウクライナ侵攻により上昇に転じ、19.49セントで当期を終了いたしました。

一方、日本経済新聞掲載の東京上白糖現物相場は、1キログラム当たり192円～193円で始まり、ニューヨーク粗糖先物相場の上昇に伴い8月に6円、1月に6円上昇し、204円～205円で当期を終了いたしました。

このような状況の中、販売量は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種や人流の増加等により、前期の同感染症拡大の影響による大幅な減少からは一定の回復が見られ、売上高は12,165百万円(前期比3.0%増)となりました。営業利益は、ニューヨーク粗糖先物相場や海上運賃の上昇、円安等の影響を受けた原料輸入価格の高騰等により、1,035百万円(前期比17.3%減)となりました。なお、収益認識に関する会計基準等の適用により売上高は633百万円減少しておりますが、営業利益には影響はありません。

<機能素材事業>

販売量は、健康食品(サプリメント)や酒類も含めた家庭用嗜好食品への採用が進みルチンやステビアが好調に推移したことや、化粧品原料も回復基調であることから前期を上回り、売上高は1,237百万円(前期比12.6%増)、営業利益は203百万円(前期比26.5%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における当社グループ全体で実施した設備投

資の総額はリース資産を含め60百万円で、その主なものは砂糖事業配送用リース車両の取得35百万円であります。

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種や治療薬開発の進展が期待される一方、ロシアによるウクライナ侵攻、原材料価格の高騰や円安の進行等が懸念されており、景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような状況下、当社グループは、社員の感染防止対策を徹底することにより事業継続に支障のないよう引き続き全力で取り組むとともに、新しい生活様式に沿った新しい働き方の実現など業務改革の推進に取り組んでまいります。

当社グループは、コア事業である砂糖事業の持続的成長を図りつつ、事業投資も視野に入れ、第二の柱とするべく機能素材事業を拡大することを基本戦略としております。

具体的には以下のとおり事業ごとの課題に取り組み、収益力の強化を進めるとともに、常に安全・安心な製品の提供により皆様の健康と食生活に寄与できるよう努め、サステナビリティ推進委員会を中心に人権や地球環境問題をはじめとする社会課題への取り組みの強化を通じて、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

<砂糖事業>

加糖調製品や異性化糖、高甘味度甘味料に加え、新型コロナウイルス感染症による経済への影響により、国内砂糖消費量が減少傾向で推移するなど事業環境は依然として厳しい状況が続く見通しであります。このような事業環境において、引き続き業務の効率化を進め、収益確保に向け取り組んでまいります。

<機能素材事業>

当社グループの重点事業分野と位置付け、機能性表示食品原料の提案を中心に飲料・食品向け及び化粧品原料の市場開拓を積極的に進め、拡販に努めて

まいります。中長期戦略の一環として、外部研究機関との連携を図りながら、新機能素材の開発と既存素材の用途開発を進めてまいります。

当社は、厳しい事業環境の中、株主の皆様のご期待に応えるべく当社グループ一丸となり収益力の強化に努めるとともに、安定配当の確保に取り組んでまいりました。

当期につきましては、令和4年5月12日開催の取締役会において、1株につき35円の期末配当を実施することを決議させていただきました。

株主の皆様には、これまでのご支援に重ねて御礼申し上げますとともに、引き続きご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 95 期 平成31年3月期	第 96 期 令和2年3月期	第 97 期 令和3年3月期	第 98 期 令和4年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	13,677	13,515	12,908	13,403
経 常 利 益(百万円)	1,035	1,057	908	723
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	727	758	295	514
1株当たり当期純利益(円)	133.46	139.11	54.19	94.35
総 資 産(百万円)	11,486	11,570	11,184	11,680
純 資 産(百万円)	8,844	9,335	9,413	9,735
1株当たり純資産(円)	1,621.98	1,712.00	1,726.31	1,785.42

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第98期の期首から適用しており、第98期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 95 期 平成31年3月期	第 96 期 令和2年3月期	第 97 期 令和3年3月期	第 98 期 令和4年3月期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	10,524	10,345	9,824	10,079
経 常 利 益(百万円)	905	919	766	580
当期純利益(百万円)	631	656	189	409
1株当たり当期純利益(円)	115.74	120.40	34.84	75.06
総 資 産(百万円)	9,873	10,078	9,569	9,905
純 資 産(百万円)	8,041	8,479	8,399	8,614
1株当たり純資産(円)	1,474.79	1,555.15	1,540.41	1,579.87

- (注) 1. 当事業年度の状況につきましては、売上高10,079百万円（前事業年度比2.6%増）、営業利益546百万円（前事業年度比25.0%減）、経常利益580百万円（前事業年度比24.2%減）、当期純利益409百万円（前事業年度比115.5%増）となりました。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を第98期の期首から適用しており、第98期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はございません。
- ② 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はございません。
- ③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
トーハン株式会社	百万円 100	% 100	食品等の卸売業

- ④ 企業結合の経過
該当事項はございません。
- ⑤ 企業結合の成果
連結子会社は「③重要な子会社の状況」に記載している1社であります。当連結会計年度の企業結合の成果につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
- ⑥ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はございません。

(6) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、砂糖事業及び機能素材事業であります。

区 分	事 業 内 容
砂 糖 事 業	精製糖の製造・販売
機 能 素 材 事 業	酵素処理ルチン、酵素処理ヘスペリジン、ステビア甘味料、ゆずポリフェノール、グリセリルグルコシド及びパオバブオイル等の製造・販売

(7) 主要な営業所及び工場（令和4年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

営業所	本社	東京都中央区日本橋小網町18番20号
工場	千葉工場	千葉県市原市岩崎西1丁目6番41号

② 子会社の主要な営業所

トーハン株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町12番5号
----------	--------------------

③ 関連会社の主要な営業所及び工場

太平洋製糖株式会社	神奈川県横浜市鶴見区大黒町13番46号
-----------	---------------------

(8) 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の名称	使用人数(名)	前期末比増減(名)
砂糖事業	22	—
機能素材事業	28(4)	1(—)
全社(共通)	25(1)	△1(—)
合計	75(5)	—(—)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時使用人の年間平均雇用人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 63(5)	名 △1(—)	歳 43.7	年 15.6

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、使用人兼務取締役3名及び出向者7名を含んでおりません。
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時使用人の年間平均雇用人員であります。

(9) 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）
該当事項はございません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,456,000株
 （自己株式3,308株を含む。）
 (3) 株主数 3,670名
 (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
丸紅株式会社	千株 2,140	% 39.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	388	7.13
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツー 505002	270	4.95
ビービーエイチ ファイデリティ ビューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチュニティズ ファンド	196	3.60
株式会社日本カストディ銀行	144	2.64
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED- HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	132	2.42
山三株式会社	115	2.11
洋糖持株会	106	1.95
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD- SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	102	1.88
損害保険ジャパン株式会社	62	1.14

- (注) 1. 持株比率は自己株式（3,308株）を控除して計算しております。
 2. 上記株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 388千株
 株式会社日本カストディ銀行 144千株

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和4年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大浦理	代表取締役社長	太平洋製糖株式会社取締役
遠藤和浩	常務取締役 (砂糖事業本部長 砂糖営業部長)	トーハン株式会社代表取締役社長 関東砂糖株式会社取締役
芝尾晃	常務取締役 (内部統制・ コンプライアンス・ サステナビリティ推進担当)	該当する事項はございません
吉武孝夫	取締役 (管理本部長 財務経理部長)	トーハン株式会社監査役 太平洋製糖株式会社監査役
加藤弘人	取締役 (機能素材事業本部長 総合開発室長)	トーハン株式会社取締役
木村洋介	取締役 (経営企画室長)	該当する事項はございません
秋山利裕	取締役	山三株式会社代表取締役社長 山三交通株式会社代表取締役社長 江東南砂エコステーション株式会社代表取締役社長
村野邦美	取締役	弁護士(東京丸の内法律事務所)
竹島智春	取締役	丸紅株式会社食品原料部長 丸紅食料株式会社取締役
飯田純久	常勤監査役	該当する事項はございません
岡崎博次	常勤監査役	該当する事項はございません
鈴木達也	監査役	税理士(鈴木達也税理士事務所) TAFアドバイザー株式会社代表取締役
江川義一	監査役	丸紅株式会社営業経理部部長代理

- (注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 令和3年6月24日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって、取締役中島肇並びに監査役横式悟は任期満了により退任いたしました。
 - (2) 令和3年6月24日開催の第97回定時株主総会において、取締役加藤弘人及び村野邦美の両氏並びに監査役江川義一氏が新たに選任され就任いたしました。
2. 重要な兼職の異動状況について
- (1) 常務取締役遠藤和浩氏は、令和3年6月11日をもって太平洋製糖株式会社取締役を退任いたしました。
 - (2) 常務取締役芝尾晃氏は、令和3年6月3日をもってトーハン株式会社取締役を退任いたしました。
 - (3) 取締役加藤弘人氏は、令和3年6月3日付でトーハン株式会社取締役に就任いたしました。
3. 取締役秋山利裕、村野邦美及び竹島智春の3氏は社外取締役であります。
 4. 監査役岡崎博次、鈴木達也及び江川義一の3氏は社外監査役であります。
 5. 取締役秋山利裕及び村野邦美の両氏並びに監査役鈴木達也氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
 6. 監査役岡崎博次氏は、当社の特定関係事業者である丸紅株式会社において長年にわたり財務経理業務に従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 監査役鈴木達也氏は、税理士として専門的見地並びに税務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 8. 監査役江川義一氏は、当社の特定関係事業者である丸紅株式会社において長年にわたり財務経理業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、中長期的な視点で当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定においてはそれぞれの役位及び職務や営業成績への貢献度等を踏まえて適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、月額報酬である基本報酬、不定期で支給を決定する賞与並びに株主総会の決議を経て「役員退職慰労金規程」に基づき支給する退職慰労金により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支給するものとしております。

イ 決定方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は取締役会において決議しております。

ウ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役の報酬等に関する議案内容が決定方針に沿って「役員報酬等規程」に基づき取締役の個人別の報酬等の額を決定することを取締役社長大浦理氏に委任するものであること、加えてその決議に際し社外取締役全員の同意を得ることで、委任した同氏により決定される報酬等の額が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等限度額は、平成18年6月23日開催の第82回定時株主総会において年額144百万円と決議しております。(当該総会終結時点の取締役人数9名)

監査役の報酬等限度額は、平成18年6月23日開

催の第82回定時株主総会において年額36百万円と決議しております。(当該総会終結時点の監査役人数4名)

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

ア 委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当

取締役社長 大浦理

イ 委任された権限の内容

決定方針に沿って「役員報酬等規程」に基づき取締役の個人別の報酬等の額を決定すること

ウ 権限を委任した理由

取締役社長大浦理氏が当社グループ経営全体を統括しているため

エ 権限が適切に行使されるようにするための措置の内容

取締役社長大浦理氏が報酬等の額を決定する際は、決定方針に基づき社外取締役からの意見等を考慮するものとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の数(名)
		基本報酬	役員退職慰労引当金繰入額	業績連動報酬等 賞与	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	93 (9)	80 (9)	13 (-)	-	-	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	32 (18)	29 (17)	3 (1)	-	-	5 (4)
合計	126	110	16	-	-	15

- (注) 1. 上記には、令和3年6月24日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました社外取締役1名、社外監査役1名を含めております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役3名に対し使用人給与22百万円を支給しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社の取締役の賞与は、当社の営業成績を勘案し不定期に支給を決定しております。算出基準となる指標の定めはありませんが、それぞれの役位及び職務や営業成績への貢献度等を勘案し取締役会において協議した上で、取締役社長大浦理氏が決定するものとしております。なお、当事業年度における支給はございません。

⑥ 非金銭報酬等の内容

該当事項はございません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に当該被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役及び監査役並びに管理職従業員であり、被保険者全員について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職状況	当社との関係
社外取締役	秋 山 利 裕	山三株式会社 代表取締役社長 山三交通株式会社 代表取締役社長 江東南砂エコステーション株式会社 代表取締役社長	山三株式会社は当社の大株主であります。当社との間に取引関係はありません。 山三交通株式会社及び江東南砂エコステーション株式会社は当社の大株主である山三株式会社の子会社であります。当社との間に取引関係はありません。
社外取締役	村 野 邦 美	弁 護 士 (東京丸の内法律事務所)	当社との間には特別の関係はありません。
社外取締役	竹 島 智 春	丸 紅 株 式 会 社 社 食 品 原 料 部 長 丸 紅 食 料 株 式 会 社 取 締 役	丸紅株式会社は当社の大株主であり、当社は同社から原料糖の購入を行っております。 丸紅食料株式会社は、丸紅株式会社の連結子会社であり、当社は同社へ精製糖の販売を行っております。
社外監査役	鈴 木 達 也	税 理 士 (鈴木達也税理士事務所) TAFアドバイザー株式会社 代 表 取 締 役	当社との間には特別の関係はありません。
社外監査役	江 川 義 一	丸 紅 株 式 会 社 営 業 経 理 部 部 長 代 理	丸紅株式会社は当社の大株主であり、当社は同社から原料糖の購入を行っております。

- ② 他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はございません。
- ③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はございません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	秋 山 利 裕	取締役会へは8回開催中8回出席し、他の企業の経営者としての豊富な経験をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当事業年度においては社内規程改正に対するガバナンスに関する質問など議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役	村 野 邦 美	第97回定時株主総会后、取締役会へは7回開催中7回出席し、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い知識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当事業年度においてはコンプライアンス相談やコーポレート・ガバナンス対応に関する質問など議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役	竹 島 智 春	取締役会へは8回開催中8回出席し、主要事業に係る業界及び業務に精通し、豊富な情報のもと、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、当事業年度においては関連会社の設備投資に関する質問など議案・審議等につき適宜質問、助言を行っており、社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外監査役	岡 崎 博 次	常勤監査役として職務を遂行しております。取締役会へは8回開催中8回出席し、議案・審議等に必要発言を適宜行っております。監査役会へは13回開催中13回出席し、議案・審議等に必要発言を適宜行っております。

地 位	氏 名	主な活動状況
社外監査役	鈴木達也	取締役会へは8回開催中8回出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会へは13回開催中13回出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	江川義一	第97回定時株主総会后、取締役会へは7回開催中7回出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会へは10回開催中9回出席し、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	25百万円
② 上記以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
③ 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、内部統制に関わる基本方針を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っております。なお、本決議は平成20年3月18日、平成21年5月12日、平成23年5月12日並びに平成27年6月18日の取締役会決議により同方針の一部内容を改定しております。

取締役会において確認しております最新の決議の内容は次のとおりであります。

内部統制に関わる基本方針

当社は、内部統制に関して定めた「内部統制基本要綱」に則り、法令の遵守を徹底し社会的責任を果たしつつ、内部統制システムの構築と適切な運用をコーポレートガバナンスの根幹と成し、社会的信頼の確保と有効な企業活動の維持に努め、事業目的の達成を目指す。企業価値の増大を図るとともに、持続的な成長基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、業務の適正と効率を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針という）を整備する。

なお、当社は社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 全取締役及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため定めた「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を整備し、法令遵守を企業活動の要諦とすることを浸透させるものとする。

- (2) 当社グループの取締役の中立・透明・公平な業務執行等を確保するため、「役員行動規範」を定め遵守し、企業の信頼の確保、維持、高揚を図るものとする。
- (3) コンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「コンプライアンス委員会」をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じるとともに、取締役並びに社員相互の意思疎通を十分に図り、信頼関係を築き健全な企業文化を醸成するものとする。
- (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合の報告体制として、「コンプライアンス委員会」のほか、顧問弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、その運用を行うものとする。
- (5) コンプライアンスの状況及び「コンプライアンス委員会」の活動状況については、「内部統制委員会」が内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定及び報告など職務執行に係る情報は、「文書取扱管理規程」及び「IT関連の管理規程」に基づき文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理は、「リスク管理規程」及び「財務報告に係る内部統制実施要領」に基づき執り行うものとする。
- (2) 「内部統制基本要綱」により設置した「内部統制委員会」は同委員会の規程の定めに従い、リスク管理が適正に行われているか内部監査を実施し、その結果について取締役社長に報告するものとする。
- (3) 自然災害など重大事態が発生した場合は、「危機管理規則」に基づき対策本部を設置し適切な処置を講じるものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を年8回開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、常勤取締役と常勤監査役で構成する経営会議において事前に議論を行い、その審議を経て、取締役会決議するものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職務・職務権限・決裁規程」など社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- (3) 経営方針及び事業年度計画を立案し、全社的な目標を設定する。
事業年度計画については、常勤取締役、各本部長等により構成された会議において、定期的に各本部から業績のレビューと具体的な改善策を報告させるものとする。

5 次に掲げる体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社及び子会社の取締役及び使用人との間において定例及び臨時に報告会議を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の「リスク管理規程」に基づき、子会社から定期的に報告を受けるほか、子会社において損失の危険が発生した場合には、速やかに当社へ報告し、当社及び当該子会社間で対策を協議・実施する。
- (3) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人の職務が効率的に行えるよう「組織・職務・職務権限・決裁規程」など社内規程を整備・明確化するものとする。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社はグループ全体の内部統制を充実させるとともに、コンプライアンスに関する「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を定め、グループ全体の法令遵守を確保するために必要な体制を整備するものとする。
- ② 子会社の業務管理は「関係会社管理規程」の定めに従い、担当取締役が管理担当取締役の協力を得て、子会社の業務状況に応じて必要な管理を行うものとする。
- ③ 当社の「内部統制委員会」は子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告するものとする。

6 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、「内部統制基本要綱」に則り健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

7 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- (1) 当社及び子会社は反社会的勢力や団体とのあらゆる関係を遮断するため、社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な処置を前提として、毅然とした態度で臨むものとする。
- (2) 反社会的勢力や団体を排除するため、法と倫理に基づき行動することを「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」に定め、全役員及び社員に周知徹底を図るとともに、具体的事案の発生時には、警察等関連機関や顧問弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を確保するものとする。

8 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役から要請があった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）として、当社の使用人から補助使用人を任命することについて協力するものとし、補助使用人の任命にあたっては、所要の事項をあらかじめ協議・相談の上、取り決めるものとする。

9 前項補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

任命された補助使用人は監査役の補助者として職務を遂行し、その補助使用人の人事異動及び人事評価等については、監査役会の意見・意向を事前に聴取の上、執り運ぶものとする。

10 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役の補助使用人の配置について、監査役と業務執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、補助使用人を選任する。また、補助使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

11 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要な事項の報告を受けるほか、その他重要な会議に出席するものとする。
- ② 取締役社長は、社長・監査役ミーティングを適宜に開催し、業務の執行状況について監査役に報告するものとし、その他取締役及び業務担当役員についても監査役に対し業務執行状況の報告を行うものとする。

- ③ 監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び業務担当役員等に対してこれらの報告を求めることができるものとする。
- (2) 子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 「関係会社報告会」及び当社による各子会社の内部監査等を通じて得た情報を当社監査役に定期的に報告する。
 - ② 監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する報告を求めることができるものとする。
- 1 2 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう、「コンプライアンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」に定める内部通報制度に準じた扱いとする。
- 1 3 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役と協議の上、監査役の職務を執行するのに必要である予算をあらかじめ定める。
- また、予算の有無に拘わらず、監査役が外部専門家に依頼した費用などを含め、職務を執行するために発生した費用を請求した時は、職務の執行に必要なでないことが認められた場合を除き、監査役に償還するものとする。
- 1 4 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会計監査人及び子会社の監査役、また「内部統制委員会」、「コンプライアンス委員会」等と適宜に意見交換を行うことができるものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制に関わる基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役会は、「取締役会規則」に基づき、当事業年度に8回開催し、法令及び定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。取締役会は、令和3年6月24日開催第97回定時株主総会終結時までは社外取締役3名を含む取締役8名、同株主総会後は社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。また、取締役会とは別に常勤取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を当事業年度は24回開催し、迅速かつ適確な意思決定により業務執行を行いました。これら意思決定は、「経営会議運営要項」及び「組織・職務・職務権限・決裁規程」の定めに従い行っております。

監査役会は、当事業年度に13回開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等を行いました。また、監査役は、取締役会及びその他重要会議に出席して適宜意見を具申し、内部統制部門及び会計監査人との意見交換もを行い、公正な監査体制の確保に努めてまいりました。

「内部統制基本要綱」により設置した内部統制委員会は、同委員会の規程の定めに従い、当事業年度に2回開催いたしました。また、同委員会の下、内部統制部門である経営企画室は、生産部及び生産技術室を対象に内部監査を実施するとともに、前事業年度に内部監査を実施したトーハン株式会社につき、業務改善状況の確認を行い、内部統制の有効性を点検いたしました。

当社は、取締役及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライア

ンスマニュアル（行動基準及び行動指針）」を定め、当社グループ全体に周知徹底を図っております。なお、同マニュアルは、当社を取り巻くコンプライアンス環境の変化に対応するべく、令和4年4月1日に一部改正しております。また、同マニュアルにより設置したコンプライアンス委員会は、当事業年度に4回開催し、法令等の遵守状況を審議いたしました。また、法令遵守の徹底と意識を高めるべくコンプライアンスに関する外部研修も活用しております。

なお、各委員会はその活動状況を取締役社長に報告しております。

子会社の管理については、当社の定める「関係会社管理規程」及び「予決算・戦略会議運営要項」に基づき、予決算・戦略会議を当事業年度は四半期毎に開催し、常勤取締役及び常勤監査役は子会社より四半期毎の営業報告及び決算説明等を受けております。また、子会社において行う決裁は、当社との事前協議を行った上、「関係会社管理規程」の定める手続を経て行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社の収益力、財務内容及び経営環境などをふまえ、株主の皆様への利益還元及び内部留保を考慮し決定することを基本方針としております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く。）、株数及び数量は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,128	流 動 負 債	1,500
現金及び預金	3,827	支払手形及び買掛金	900
受取手形	22	リース債務	6
売掛金	1,219	未払法人税等	125
商品及び製品	1,101	契約負債	0
仕掛品	176	賞与引当金	69
原材料及び貯蔵品	843	未払金	14
短期貸付金	885	設備関係未払金	2
その他	64	その他	381
貸倒引当金	△12		
固 定 資 産	3,552	固 定 負 債	445
有 形 固 定 資 産	411	リース債務	32
建物及び構築物	69	繰延税金負債	35
機械装置及び運搬具	113	役員退職慰労引当金	54
土地	122	退職給付に係る負債	322
リース資産	33	資産除去債務	1
建設仮勘定	0		
その他	71		
無 形 固 定 資 産	21	負 債 合 計	1,945
その他	21	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	3,120	株 主 資 本	9,597
投資有価証券	991	資本金	2,904
長期貸付金	1,847	利益剰余金	6,697
退職給付に係る資産	128	自己株式	△4
繰延税金資産	106	その他の包括利益累計額	137
その他	52	その他有価証券評価差額金	93
貸倒引当金	△5	繰延ヘッジ損益	0
		退職給付に係る調整累計額	43
		純 資 産 合 計	9,735
資 産 合 計	11,680	負 債 純 資 産 合 計	11,680

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		13,403
売 上 原 価		11,211
売 上 総 利 益		2,192
販売費及び一般管理費		1,545
営 業 利 益		646
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 配 当 金	11	
持分法による投資利益	35	
そ の 他	4	78
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	1	1
経 常 利 益		723
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		0
税金等調整前当期純利益		722
法人税、住民税及び事業税	209	
法 人 税 等 調 整 額	△0	208
当 期 純 利 益		514
親会社株主に帰属する当期純利益		514

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,904	6,374	△4	9,274
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△190		△190
親会社株主に帰属 する当期純利益		514		514
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	323	—	323
当 期 末 残 高	2,904	6,697	△4	9,597

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	96	—	42	138	9,413
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△190
親会社株主に帰属 する当期純利益					514
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△3	0	1	△1	△1
当期変動額合計	△3	0	1	△1	322
当 期 末 残 高	93	0	43	137	9,735

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

子会社は全て連結しております。

連結子会社の名称 トーハン(株)

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

関連会社は全て持分法の適用範囲に含めております。

持分法適用の関連会社の名称 太平洋製糖(株)

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法

以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物・機械装置・・・・・・・・定額法

運搬具・その他・・・・・・・・定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

機械装置及び運搬具 3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充当するため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ手段 為替予約
- ・ヘッジ対象 売掛金、買掛金

③ ヘッジ方針

為替予約取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。なお、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債に計上しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 収益及び費用の計上基準

a 砂糖事業

主に砂糖や糖化製品等の製造及び販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当該収益より販売促進費等の一部を控除した金額で収益を算定しております。

また、製品及び商品の販売のうち、当社が同一の顧客と同時に締結した複数の契約について、同一の商業的目的を有するものは単一の契約とみなし、当該契約に係る売上原価を売上高と相殺した純額を収益として認識しております。

b 機能素材事業

主に機能素材の製造及び販売を行っております。この製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上されておりました。

した販売促進費等の一部を、売上高から控除しております。また、同一の顧客と同時に締結した複数の契約について、従来は契約毎に売上高及び売上原価を計上していましたが、同一の商業的目的を有するものは単一の契約とみなし、当該契約に係る売上原価を売上高と相殺しております。

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当連結会計年度の売上高は633百万円減少し、売上原価は188百万円減少し、販売費及び一般管理費は444百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高にも影響はありません。

3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」にそれぞれ区分表示しております。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日）等を当連結会計年度から適用しております。

これにより、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

2. 遡及適用しなかった理由等

当該会計基準の適用については、「時価の算定に関する会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

退職給付に関する会計上の見積り

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る資産128百万円、退職給付に係る負債322百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、主に割引率や年金資産の長期期待運用収益率などの要素を見積り計上しております。

割引率は、現在利用可能で、かつ、一時金又は年金給付の支払期日までの間に利用可能と予想される確定利付の国債の利回りなどを考慮し、長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して決定しております。当該見積りは実績との差異又は仮定自体の変更により、翌連結会計年度の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,371百万円

2. 保証債務

債務保証

下記の会社の銀行借入について債務保証を行っております。

(関係会社) 借入保証

太平洋製糖(株) 237百万円

連結損益計算書に関する注記

売上高については、当社は顧客との契約から生じる収益のみです。顧客との契約から生じる収益の金額は、収益認識に関する注記の「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増 加 (株)	減 少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	5,456,000	—	—	5,456,000
合計	5,456,000	—	—	5,456,000
自己株式				
普通株式	3,308	—	—	3,308
合計	3,308	—	—	3,308

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年5月13日 取締役会	普通株式	190	35.00	令和3年 3月31日	令和3年 6月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年5月12日 取締役会	普通株式	190	利益 剰余金	35.00	令和4年 3月31日	令和4年 6月2日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として、銀行借入によることを取組方針としております。

受取手形、売掛金、短期貸付金、長期貸付金に係る取引先における信用リスクは、当社及び連結子会社の与信管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制を整備し管理しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であり、実需の範囲内で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注)参照)。また、現金は注記を省略し、預金、受取手形、売掛金、短期貸付金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	300	300	—
(2)長期貸付金	1,847		
貸倒引当金(※1)	△5		
差 引	1,841	1,843	2
資 産 計	2,142	2,144	2
デリバティブ取引(※2)	0	0	—

(※1)長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	当連結会計年度
非上場株式	690百万円

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	300	—	—	300
デリバティブ取引 通貨関連	—	0	—	0
資産計	300	0	—	300

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	1,843	—	1,843
資産計	—	1,843	—	1,843

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を、長期金利等適切な指標を基に新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	砂糖事業	機能素材事業	計	
砂糖	10,448	—	10,448	10,448
糖化製品等	1,716	—	1,716	1,716
機能素材	—	1,237	1,237	1,237
顧客との契約から生じる収益	12,165	1,237	13,403	13,403
外部顧客への売上高	12,165	1,237	13,403	13,403

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 砂糖事業

当社及び連結子会社の砂糖事業は主に砂糖や糖化製品等の製造及び販売を行っております。当社及び連結子会社はこれらの顧客との売買契約において、製品及び商品を引き渡す履行義務を負っております。収益は顧客との契約において約束された対価から販売促進費等を控除した金額で算定しております。販売促進費等は顧客との契約に基づき、一定期間における販売実績に単価を乗じることによって算出しております。

これらの履行義務を充足する通常の時点は主に製品及び商品の引き渡しにより、顧客に製品及び商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、引き渡しの時点で収益を認識しております。

(2) 機能素材事業

当社及び連結子会社の機能素材事業は主に機能素材の製造及び販売を行っております。当社及び連結子会社はこれらの顧客との売買契約において、製品及び商品を引き渡す履行義務を負っております。製品及び商品の販売による収益は顧客との契約に係る取引価格で算定しております。

これらの履行義務を充足する通常の時点は主に製品及び商品の引き渡しにより、顧客に製品及び商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、引き渡しの時点で収益を認識しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,785.42円
1 株当たり当期純利益	94.35円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎

(1) 1 株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	9,735百万円
普通株式に係る純資産額	9,735百万円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	5,452,692株
(2) 1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	514百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	514百万円
普通株式の期中平均株式数	5,452,692株

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,938	流 動 負 債	891
現金及び預金	3,534	買掛金	348
受取手形	0	リース債務	5
売掛金	354	未払金	14
商品及び製品	1,097	設備関係未払金	2
仕掛品	176	未払法人税等	105
原材料及び貯蔵品	843	未払費用	299
前払費用	31	預り金	9
短期貸付金	885	賞与引当金	61
その他	17	その他	44
貸倒引当金	△3		
固 定 資 産	2,967	固 定 負 債	399
有 形 固 定 資 産	406	リース債務	31
建物	51	退職給付引当金	311
構築物	14	役員退職慰労引当金	54
機械及び装置	113	資産除去債務	1
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	23		
土地	122		
リース資産	33		
建設仮勘定	0		
その他	47		
無 形 固 定 資 産	19		
ソフトウェア	10		
その他	9		
投資その他の資産	2,540		
投資有価証券	194		
関係会社株式	270		
長期貸付金	1,847		
前払年金費用	58		
繰延税金資産	125		
その他	50		
貸倒引当金	△5		
		負 債 合 計	1,290
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	8,606
		資本金	2,904
		利益剰余金	5,706
		利益準備金	183
		その他利益剰余金	5,523
		繰越利益剰余金	5,523
		自己株式	△4
		評価・換算差額等	7
		その他有価証券評価差額金	7
		繰延ヘッジ損益	0
		純 資 産 合 計	8,614
資 産 合 計	9,905	負 債 純 資 産 合 計	9,905

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,079
売 上 原 価		8,158
売 上 総 利 益		1,921
販売費及び一般管理費		1,375
営 業 利 益		546
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 配 当 金	5	
そ の 他	4	36
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	1	1
経 常 利 益		580
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		0
税引前当期純利益		580
法人税、住民税及び事業税	170	
法 人 税 等 調 整 額	△0	170
当 期 純 利 益		409

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	2,904	163	5,325	5,488	△4	8,388
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立		20	△20	—		—
剰余金の配当			△190	△190		△190
当期純利益			409	409		409
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	20	198	218	—	218
当 期 末 残 高	2,904	183	5,523	5,706	△4	8,606

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	10	—	10	8,399
当 期 変 動 額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△190
当期純利益				409
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△3	0	△3	△3
当期変動額合計	△3	0	△3	215
当 期 末 残 高	7	0	7	8,614

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- a 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
- b その他有価証券
市場価格のない株式等 時価法
以外のもの (評価差額は、全部純資産直
入法により処理し、売却原
価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

- 商品、製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の
低下による簿価切下げの方
法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物・構築物・機械及び装置・・・定額法
車両運搬具・工具、器具及び備品・・・定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 6～50年

機械及び装置 8～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における
利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を
採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権に
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ
いては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し
ております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充当するため、支給見込額
に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退
職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上してござい
ます。

なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、前払年金費用に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 砂糖事業

主に砂糖の製造及び販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当該収益より販売促進費等の一部を控除した金額で収益を算定しております。

また、製品及び商品の販売のうち、当社が同一の顧客と同時に締結した複数の契約について、同一の商業的目的を有するものは単一の契約とみなし、当該契約に係る売上原価を売上高と相殺した純額を収益として認識しております。

(2) 機能素材事業

主に機能素材の製造及び販売を行っております。この製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ手段 為替予約
- ・ヘッジ対象 売掛金、買掛金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。なお、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部を、売上高から控除しております。また、同一の顧客と同時に締結した複数の契約について、従来は契約毎に売上高及び売上原価を計上しておりましたが、同一の商業的目的を有するものは単一の契約とみなし、当該契約に係る売上原価を売上高と相殺しております。

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

2. 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当事業年度の売上高は604百万円減少し、売上原価は198百万円減少し、販売費及び一般管理費は405百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高にも影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日)等を当事業年度から適用しております。

2. 遡及適用しなかった理由等

連結注記表の(会計方針の変更に関する注記)に記載した内容と同一であります。

3. 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

退職給付に関する会計上の見積り

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
前払年金費用58百万円、退職給付引当金311百万円
2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容
と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,366百万円
2. 保証債務
債務保証
下記の会社の銀行借入について債務保証を行っております。
（関係会社）借入保証
太平洋製糖㈱ 237百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する短期金銭債権 943百万円
関係会社に対する長期金銭債権 1,852百万円
関係会社に対する短期金銭債務 300百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	111百万円
仕 入 高 等	5,869百万円
営業取引以外の取引高 収 益	26百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増 加 (株)	減 少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	3,308	-	-	3,308
合計	3,308	-	-	3,308

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、減損損失、賞与引当金、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生は、前払年金費用、その他有価証券評価差額金の計上によります。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生は、主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減損損失	73百万円
貸倒引当金	2百万円
賞与引当金	18百万円
未払事業税	7百万円
退職給付引当金	95百万円
その他	27百万円
繰延税金資産小計	226百万円
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△78百万円
評価性引当額小計	△78百万円
繰延税金資産合計	148百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△17百万円
その他有価証券評価差額金	△3百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△22百万円
繰延税金資産（負債）の純額	125百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の関係会社	丸紅株式会社	被所有直接39.3%	主要な原材料の購入先 役員の受入	原材料の購入(注)1	4,475	買掛金	158

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 原材料の購入については、その主たる原料糖は、海外粗糖市況を参酌して、随時決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
関連会社	太平洋製糖株式会社	所有直接33.3%	精製糖の委託加工 役員の兼任	精製糖の委託加工等(注)1	1,225	未払費用	122
				設備資金等の貸付(注)2	940	短期貸付金	885
				債務保証(注)3	237	長期貸付金	1,847

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 精製糖の委託加工費は、精製糖受委託加工契約書に基づいて決定しております。
2. 設備資金等の貸付については、貸付利率を金融市場・金利実勢に基づいて、決定しております。
3. 銀行借入について債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. その他の関係会社の子会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の関係会社の子会社	丸紅食料株式会社	—	精製糖販売	当社製品の販売(注)1	9,311	売掛金	102

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の販売について、価格その他の取引条件は、製品の市場価格並びに市場実勢を参酌して、決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の収益認識に関する注記に記載した内容と同一であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,579.87円
1株当たり当期純利益	75.06円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	8,614百万円
普通株式に係る純資産額	8,614百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	5,452,692株
(2) 1株当たり当期純利益	
当期純利益	409百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	409百万円
普通株式の期中平均株式数	5,452,692株

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月10日

東洋精糖株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上野直樹 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 啓 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋精糖株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋精糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年5月10日

東洋精糖株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上野直樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 啓 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋精糖株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月11日

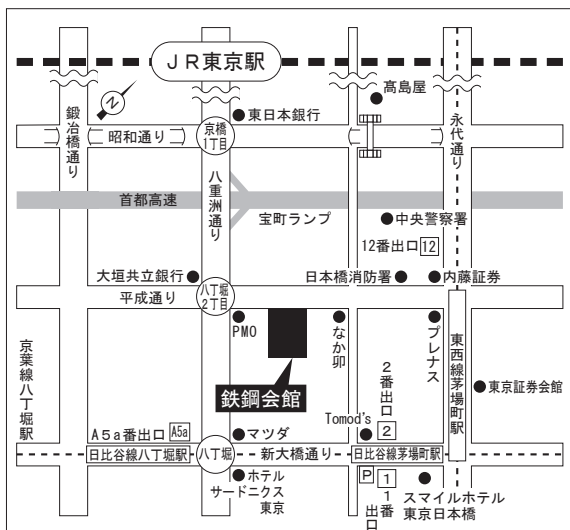
東洋精糖株式会社 監査役会

常勤監査役	飯田 純 久	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	岡崎 博 次	Ⓔ
社外監査役	鈴木 達 也	Ⓔ
社外監査役	江川 義 一	Ⓔ

以 上

株主総会会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番10号
鉄鋼会館 8階 801会議室
TEL 03-3669-4855



- 地下鉄東西線茅場町駅下車
12番出口 (日本橋消防署方面) 徒歩約5分
- 地下鉄日比谷線茅場町駅下車
1番または2番出口 (八丁堀方面) 徒歩約5分
- 地下鉄日比谷線八丁堀駅下車
A5a番出口 (八丁堀交差点方面) 徒歩約5分
- JR東京駅下車
八重洲口 徒歩約15分

お 願 い

会場には駐車場がございませんので、車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。